

障がいをお持ちの方、難病患者の方への各種手当のお知らせ

制度	特別児童扶養手当	在宅心身障害児福祉手当	特別障害者手当	障害児福祉手当	難病患者見舞金
対象	身体・知的・精神に一定の障がいがある20歳未満の児童を養育している父母、又は父母に代わって養育している方 身体障害者手帳 1級～3級程度 (内部疾患は例外あり) 療育手帳の判定 ④、A、B程度 精神障害者福祉手帳 1級～2級程度 以下の場合対象外 ※障がいが事由の公的年金給付を受けられる場合 ※児童福祉施設等に入所している場合等	20歳未満の身体又は知的障がい等にある児童を監護している同居の保護者 以下の場合対象外 ※児童福祉施設等に入所している場合等 ※障害児福祉手当を受給している場合	身体又は精神に著しく重度の障がいがあるため、日常生活で常時特別の介護を必要とする状態にある20歳以上の方 以下の場合対象外 ※障害者施設、特別養護老人ホームに入所している場合 ※病院に継続して3か月以上入院している場合等	身体又は精神に重度の障がいがあるため、日常生活で常時特別の介護を必要とする状態にある20歳未満の方 以下の場合対象外 ※障がいが事由の公的年金給付を受けられる場合 ※児童福祉施設等に入所している場合等	市内在住で、指定難病特定医療費受給者証の交付を受けている方で、現に治療を受けている方又はその保護者
支給額 (月額)	1級 52,200円 2級 34,770円 ※所得制限有 ※平成31年4月から支給額改正	3,000円	27,200円 ※所得制限有 ※平成31年4月から支給額改正	14,790円 ※所得制限有 ※平成31年4月から支給額改正	2,000円
支給月 (原則)	4月・8月・11月	4月・8月・12月	2月・5月・8月・11月	2月・5月・8月・11月	9月・3月

【お問合せ】 社会福祉課 障害福祉グループ ☎63-1111 内線394

行政情報

中央公民館体育室及び前川運動公園の予約可能期間が変わります

現在、利用したい日が属する月の前月1日より該当施設の予約が可能でしたが、利用したい日の2ヶ月前から予約ができるようになりました。

○例 8月15日に利用したい場合

《変更前》 7月1日から予約可能

《変更後》 6月15日から予約可能

【期日】 6月1日(土) 受付分から

【予約方法】 中央公民館窓口へ直接申込みか電話で申込みください。

予約後は、速やかに申請書を提出してください。

※同時刻に予約が重なった場合は、窓口優先となります。

【予約時間】 午前9時～

生涯学習課 公民館グループ

☎66-0660 内線279・282

土地改良区合併のお知らせ

潮来市土地改良区と延方土地改良区が平成31年1月24日に合併しました。旧延方土地改良区関係の連絡先は左記のとおりになります。

連絡先

潮来市土地改良区 延方4187番地
☎66-2065